平成２１年（フ）第２０５６３号
埼玉県蕨市塚越２丁目６－７－Ⅱ－601
破産者　長嶋　　健
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５６９号
東京都福生市大字熊川1311－２
破産者　猪又　年夫
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６１４号
東京都八王子市大塚624番地１、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区西嶺町９番６号
破産者　オートイーブィジャパン株式会社
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４２２号
東京都大田区池上７丁目24―21　池上ハイムH号
破産者　川村三次郎
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８２５号
東京都町田市成瀬が丘３丁目27－２
破産者　原　　孝
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２８１号
東京都北区滝野川３丁目34－４－301、開始決定時の住所東京都荒川区町屋８丁目４－８－707
破産者　品田　美幸
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７９２号
千葉県松戸市西馬橋３丁目43－７
破産者　曽根　　治
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１２０号
東京都練馬区西大泉３丁目21―22
破産者　黒澤冨美代
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８０２号
東京都江戸川区船堀７丁目13番５号
破産者　有限会社アルファー工業
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８０３号
山梨県南巨摩郡富士川町長澤15－１、開始決定時の住所東京都江戸川区船堀７丁目13－５
破産者　唐津　　誠
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３４５号
神奈川県川崎市多摩区菅北浦２丁目９番７号
破産者　進和建設株式会社
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４７２１号
埼玉県志木市本町１丁目６－10－105
破産者　甘利　麻美（旧姓長谷川）
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９９６号
東京都調布市飛田給１丁目４－18－103
破産者　菅野　洋子
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１６７号
東京都中央区日本橋堀留町２丁目７－１－1003、最後の住民票上の住所東京都葛飾区東新小岩２丁目６－18－805
破産者　山下　幹和
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１２９号
東京都江戸川区松本１丁目10－３－205
破産者　橋ノ口長子
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２７８号
京都市左京区下鴨夜光町22－５、開始決定時の住所東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目14－３－901
破産者　小田　有希
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７８１号
千葉県松戸市上本郷4508
破産者　飯塚　和良
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８４８号
東京都台東区橋場１丁目21－２－１－302
破産者　辻　　広光
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７１１３号
東京都八王子市大和田町５丁目25―27―303
破産者　東海　英郎
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７２９０号
神奈川県横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目23－５－203
破産者　龍口由香里
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部